

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 FAQ（令和5年8月28日更新）

<地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付要綱>

問1: 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）とは何か。

- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」及び「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等に基づき、民間と共同して、意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するための交付金です。
- 少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備の導入やゼロカーボン・ドライブ等、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とするものです。

問2: 交付金の対象となる「脱炭素先行地域づくり事業」とは何か。

- 「脱炭素先行地域づくり事業」は、一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロ達成等を行う「脱炭素先行地域」を実現するための事業です。再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO₂等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施する効果促進事業を実施することが可能です。
- 「脱炭素先行地域づくり事業」の活用にあたっては、脱炭素先行地域に選定された地域において実施するものであること等の事業の要件を満たす必要があります。
参考：脱炭素先行地域とは（<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>）

問3: 交付金の対象となる「重点対策加速化事業」とは何か。

- 「重点対策加速化事業」は、全国津々浦々で取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる重点対策を複合的かつ複数年度にわたって取り組む事業です。屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備の導入や、地域共生・地域裨益型再エネの立地、公共施設等のZEB化、住宅・建築物等の省エネ性能の向上、ゼロカーボン・ドライブ等を実施することが可能です。
- 「重点対策加速化事業」の活用にあたっては、事業計画内で再エネ発電設備を一定以上導入すること（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他市区町村：0.5MW以上）等の事業の要件を満たす必要があります。

問4: 交付金に申請できる者は誰か。

- 都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合（以下「地方公共団体」という。）が申

請することができます。

- 「脱炭素先行地域づくり事業」においては、民間事業者等との共同提案が必須となっていますが、交付金の申請者は地方公共団体となります。
- 民間事業者等は地方公共団体からの間接交付により交付金の交付を受けることができます。

問5: 独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人の施設等の脱炭素化事業に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用できるのか。

- 本交付金は、地方公共団体が、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献するために作成した「脱炭素先行地域」又は「重点対策」の取組等に関する計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金です。
- 一方、各府省庁は、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）等に基づき、所管する独立行政法人等に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すとともに、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努めることとされています。
- この目的や趣旨を踏まえ、各府省庁が所管する独立行政法人等の施設等の脱炭素化事業のうち、政府実行計画に準じて取り組む部分については、本交付金の対象外としています。
- ただし、独立行政法人等が、政府実行計画で定める削減目標及び措置の水準を超えて野心的に取り組む場合、本交付金による交付対象とします。具体的には次の条件を満たしている場合です。
 - ・ 独立行政法人等が、政府実行計画に準じた温室効果ガス削減のための計画を策定していること。
 - ・ 独立行政法人等が、政府実行計画に準じた温室効果ガス削減目標を達成した、又は達成することが確実であると認められる段階で、個別の措置について追加的に実施される事業であること。なお、定量的な目標が設定されている個別の措置については、以下の水準を超えているものであること。
 - 設置可能な建築物（敷地を含む。）の50%以上に太陽光発電設備を設置
 - 新築建築物の平均でZEB Ready相当とする
 - 所有する自動車のストックで全てEV、FCV、PHEV、HVとする
 - ・ なお、第三者保有モデル（PPA方式等）で導入する場合、独立行政法人等の施設に再エネを供給せず、独立行政法人等の外部の地域に再エネを供給する場合には本交付金を活用することが可能です。ただし、当該事業の実施は、独立行政法人等の温室効果ガス排出量削減に寄与することとはならないことに留意が必要です。
- 環境省及び各府省庁の補助金については、各府省庁が所管する独立行政法人等の施設等の脱炭素化事業に活用することが可能なものもあることから、各補助金の要綱等をご確認ください。

問6: 交付金と交付金以外の国の補助金等を併用することは可能か。

- 交付金と他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを、同一の交付対象設備に対して併用することはできません。
- また、同一の交付対象設備に対して、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方から交付することはできません。

問7: 「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方の事業に、同一の地方公共団体が申請することは可能か。

- 同一の地方公共団体が、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」のそれぞれ申請することは差し支えありませんが、それぞれの事業趣旨に沿って申請ください。
- ただし、同一の交付対象設備に対して、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方から交付することはできません。

問8: 交付金の交付期間は。

- 「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」ともに交付金を交付する期間は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画ごとに、交付金の交付を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね5年程度とします。

問9: 「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」の計画あたりの上限額は。

- 「脱炭素先行地域づくり事業」の1計画あたりの交付限度額の上限額は、50億円です。
- 「重点対策加速化事業」の1計画あたりの交付限度額の上限は、20億円です。

そのうち、市区町村については、少なくとも5億円は地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業に係る促進区域において実施される再エネ設備導入事業（付帯設備を含む。）に限定することとしています。

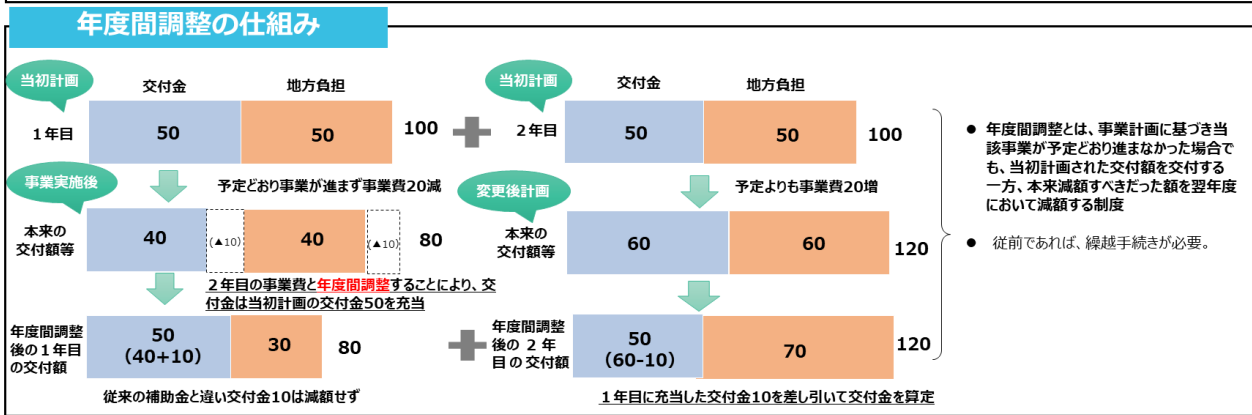
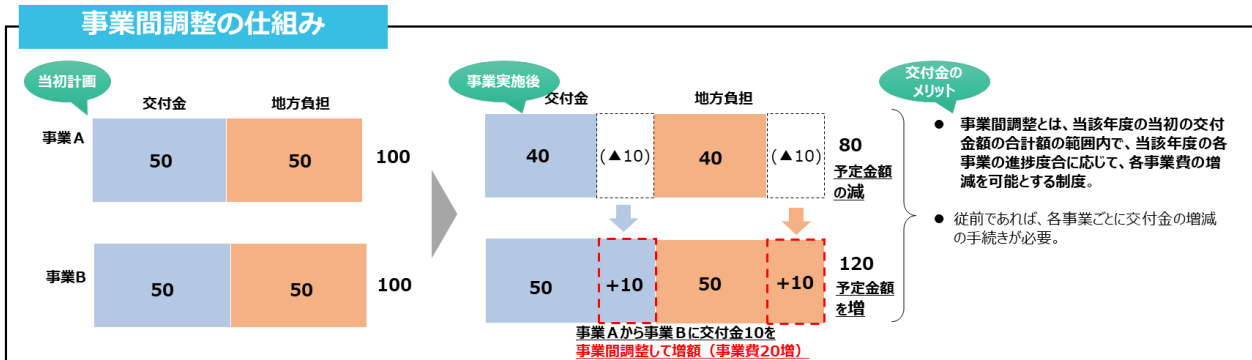
また、間接交付により民間事業者（PPAにより地方公共団体の施設等に設備を導入される場合を除く。）又は個人が事業実施主体となる交付対象事業への交付額の合計が市区町村は5億円、都道府県は10億円までとしています。ただし、間接交付の際に、地方公共団体が、国からの交付額に対して5割以上上乗せ補助（協調補助）を行う場合、この合計額から控除することができます。

問10: 事業間調整及び年度間調整とはどのような制度か。

- 事業間調整とは、交付限度額の範囲内で事業計画ごとに掲げられた交付対象事業間で、当年度の交付額を増減（流用）することをいいます。
- 年度間調整とは、交付金の交付決定後に交付対象事業の進捗率が減少した場合、一般的には減少した実績により交付金の交付を受けることとなりますが、このような場合でも、交付決定された額どおりに交付を受けることとし（増額調整）、この交付決定額と減少した実績に基づく交付額の差額を翌年度以降の交付金において減額する（減額調整）こ

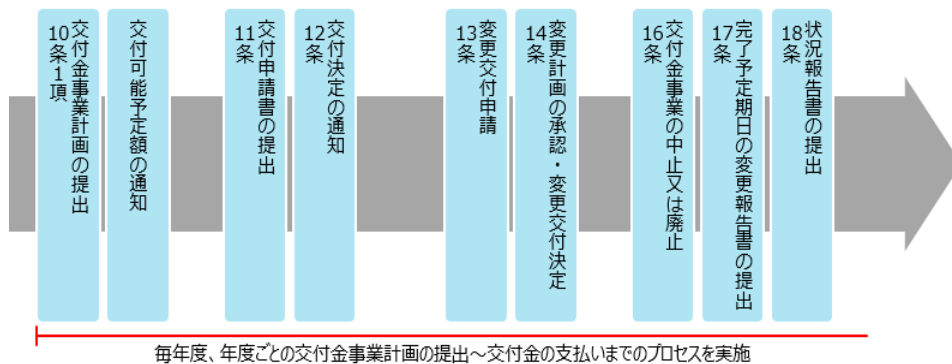
とをいいます。ただし、当該年度に交付された交付金の額が当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限ります。なお、年度間調整を実施した翌年度以降、進捗状況によっては、交付金の返還等を求める場合があります。

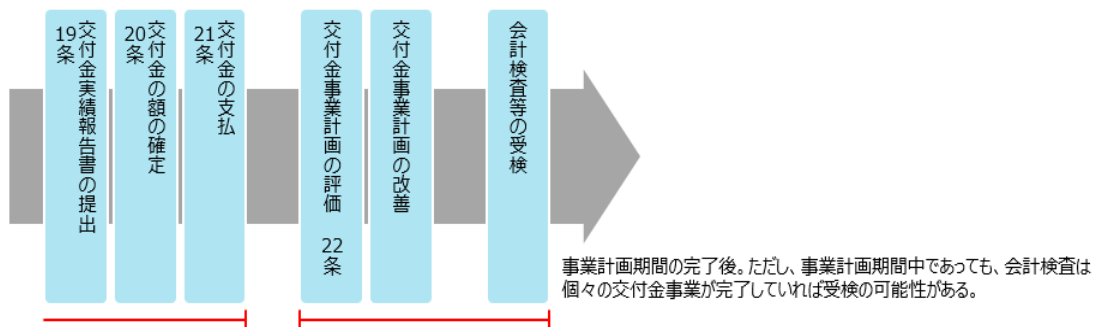
(参考) 事業間調整及び年度間調整のイメージ



問11: 交付金の手続きはどのような流れとなるか。

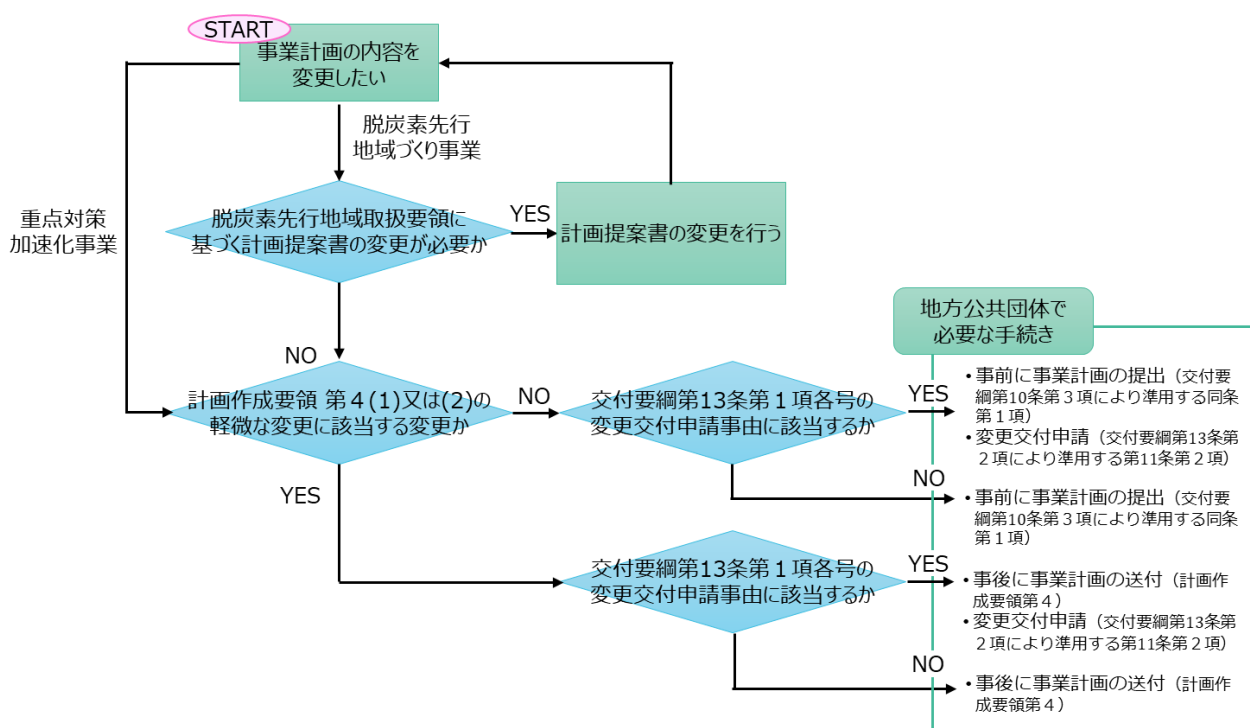
○ 交付金の手続きのイメージは、下図のとおりです。





問12: 交付金事業計画の内容を変更したい場合、どのような手続きを行う必要があるか。

- 交付金事業計画の変更手続きを行う際、下図を参考にしてください。



問13: 交付金により取得した設備等について、交付金事業終了後はどのような点に留意する必要があるか。

- 地方公共団体は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければなりません。
- また、取得価格が単価 50 万円以上の取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」といいます）について、処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））することができません。これらの

規定に従わない場合、交付金の返還が必要になることがあります。

問14: 交付金により取得した設備等について、財産処分制限期間内に、譲渡等を行う場合の手続きは何か。

- 「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知）」に基づき手続きが必要となります。
- なお、事業計画の策定時点で、交付の目的の範囲内で譲渡等により所有者が変わることが見込まれている場合は、あらかじめ事業計画に盛り込むことも考えられますので個別にご相談ください。

問15: 交付金事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、交付金の返還が必要か。

- 地方公共団体、非営利法人や個人においては、原則、収益納付は不要です。営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、事業完了後の 5 年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式：収益納付額＝(A－B) × (C/D) －E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0 となる場合をいう。

※2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

- なお、実施要領別紙 1（脱炭素先行地域づくり事業）（2）ア（ア）太陽光発電設備の交付要件 g(c)では、「余剰電力を売電する場合は、売電により得られた収入は、当該設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。」としており、毎月の売電量及び売電収入、収入金額の用途を管理するための帳簿を作成する等して、適切に管理する必要があります。

問16: 内示を受けた交付金事業について、関係者との協議等に時間を要しており、事業の遅延が見込まれている。このような場合に、あらかじめ内示額を下回る交付申請を行い、内示額と交付申請の差額（残額）は翌年度に交付を受けることとしたいが、問題ないか。

- 内示は、交付金事業計画や必要額調査の結果等をもとに、予算の範囲内で行うものです。交付金予算の効率的・効果的な執行の観点から、内示前に事業の実施可能性を精査し、必要に応じて交付金事業計画の変更等を行うことにより、内示額を適切なものとする必要があります。また、内示を受けた後は、速やかに内示額の通り交付申請を行い、事業

を開始する必要があります。

- その上で、年度途中に、結果的にやむなく事業が遅延した場合には、事業間調整・年度間調整や繰越制度を活用し、交付金予算を効率的・効果的に執行してください。

問17: 交付金事業が、計画どおり事業完了できなかった場合はどのようにすればよいか。

- 交付決定を受けた年度の事業が計画どおりに完了しなかった場合には、地方環境事務所長あてに交付金事業の完了予定期日変更報告書を提出していただく必要があります。
- なお、交付金事業計画で計画している事業期間が延長される場合には、事業計画の変更手続きが必要となる場合があります。

問18: 事業完了後、事業成果等の公表が必要となるのか。

- 「脱炭素先行地域づくり事業」については、選定された地方公共団体が、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告し、計画の最終年度末には取組の結果報告をするとともに、外部有識者による評価委員会において必要に応じ、ヒアリングを行う等して評価分析し、計画の最終年度末に取組の最終評価を行う等、事業計画の評価を行います。
- 「重点対策加速化事業」については、事業計画の目標の達成状況等について、事後評価を実施し、結果を公表するとともに環境大臣に報告していただくこととしています。

問19: 交付金事業計画に掲げた目標が達成されない場合、交付金の取扱いはどのようなになるか。

- 地方公共団体は、事業完了後においても交付金事業の目標が達成されているか継続的に点検を行い、目標が達成されていない場合は、導入した設備等の運用方法を見直す等の措置を講じる必要があります。
- 必要な措置を講じてもなお改善が見られない等の場合は、交付金の返還等を求める場合があります。

問20: 脱炭素先行地域において、民生部門の電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロが最終的に未達になる等、先行地域の目標が達成できなかった場合には、交付金の取扱いはどのようなになるのか。脱炭素先行地域が取り消された場合はどのようなになるのか。

- 脱炭素先行地域に選定された地方公共団体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告いただき、必要に応じて、評価委員会においてヒアリングを行う等して評価分析し、助言が行われます。また、地方環境事務所等が随時、取組状況をフォローアップすること等により、環境省が計画達成のための必要なサポートを行うこととしています。
- その上で、事業計画の最終年度末に、取組の結果を報告いただき、評価委員会にて最終評価を行うこととしており、事業計画が未達成と評価された場合、どの程度の水準まで達成されているかも踏まえて、最終年度以降の追加的な取組の実施を求めること等が想定されます。
- さらに、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ脱炭

素先行地域の取り消しを行うことがあります。脱炭素先行地域の取り消しがされた理由によっては、交付金の返還等を求める場合があります。

<地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領>

問21: 技術開発や実証事業は交付対象となるか。

- 交付金の交付対象となる設備は、商用化されており、導入実績があるものであることとしており、技術開発や実証事業は交付対象ではありません。
- 例えば、ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備については、交付対象外となります。

問22: 調査・設計に係る費用は交付対象となるか。

- 整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）については、交付対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。他方で、調査・設計（基本設計・詳細設計等）のみを単独で交付対象とすることはできません。
- また、企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））については、交付対象外となります。

問23: 離島供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのように担保できるのか。

- 離島供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、本交付金の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとします。
- なお、本交付金を活用して導入した再エネ設備により創出された環境価値については、実質的に需要家に帰属させることが必要です。

問24: FIT 制度やFIP 制度は利用できるか。

- 交付金で導入する再エネ発電設備について、実施要領でFIT の認定やFIP 制度の認定を取得しないこととしているため、余剰電力を含め、FIT 制度やFIP 制度を活用し、売電することはできません。

問25: 交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力を自己託送することはできるか。

- 交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力については、電気事業法第2条第1項第5号口に定める 接続供給（自己託送）を行うことはできません。

問26: PPA での導入は交付対象となるか。

- PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること及び交付金事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備することが必要です。
- この場合、地方公共団体においては、①交付金額相当額がサービス料金から控除されるものであること、②法定耐用年数期間の満了まで継続的に使用することが確認できること、を満たす必要があり、PPA 事業者に対する交付金の交付額の算定にあたっては、PPA 事業者が設備導入に要した経費を確認して、当該経費に対して交付率を乗じて交付金を交付することとなります。
- PPA 事業者が設備導入に要した経費の確認については、PPA サービス契約に設備導入に要した経費が確認できる条項を入れる、または、PPA サービス契約の締結とは別に、PPA 事業者に対し設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて確認するようにしてください。
- なお、PPA 事業者が設備を保有せず、リース事業者等が保有する場合には、リース事業者に対して交付金が交付されることとなりますが、上記と同様に、リース事業者に対して設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて、設備導入に要した経費を確認した上で、交付金を交付することとなります。

問27: 太陽光発電設備等の再エネ発電設備以外の設備導入にあたって、リース方式を活用することは可能か。

- 太陽光発電設備等の再エネ発電設備以外の設備導入にあたって、リース方式を活用することは可能です。ただし、以下の点を満たす必要があります。
 - ・リース契約を行う場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。
 - ・リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
 - ・リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

問28: CO2 削減効果はどのように算出すればよいか。

- 既存施設での設備導入にあたっては、二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（<https://www.env.go.jp/content/900443893.pdf>）」や「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック（<https://www.env.go.jp/content/900442688.pdf>）」等に基づき、設備導入による二酸化炭素の削減効果を算定してください。CO2 排出係数は、最新の値を用いて算定してください。

- 施設を新築する際の設備導入では、例えば、新築する前の建物と新築する建物を比較したり、標準的な設備の導入を仮定したりする等し、CO2 排出削減効果を算出することが考えられます。この他、明確な根拠を基にした、妥当性が認められる方法で算定することも可能です。

問29: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）（2）ウ（チ）やエ（ヌ）高効率空調機器の交付要件には、「従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの」とあるが、これはどのように確認すればよいか。

- 既存設備の代替として設備導入を行う場合、例えば、設備導入前の CO2 排出量と比較し、省 CO2 効果を確認いただくことが想定されます。
- 新規で設備導入を行う場合、例えば、一般的に導入する設備を定義していただき、その設備と比較して、省 CO2 効果を確認いただくことが想定されます。
- なお、CO2 削減効果については、問 28 でお示ししているとおり、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」や「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック」等に基づき、算定してください。

問30: 交付金の内示後、交付決定前に交付金事業の着手は可能か。

- 交付金事業については、十分な工期確保のため早期着手が必要な場合等、やむを得ない場合は、内示後の事前着手を可能としています。ただし、交付決定がない状態で交付金事業の実施が継続されることは、事業執行上、好ましくないため、できるだけ速やかに交付申請手続きを行う必要があります。
- なお、内示前に事業着手した事業については、交付金の対象となりません。

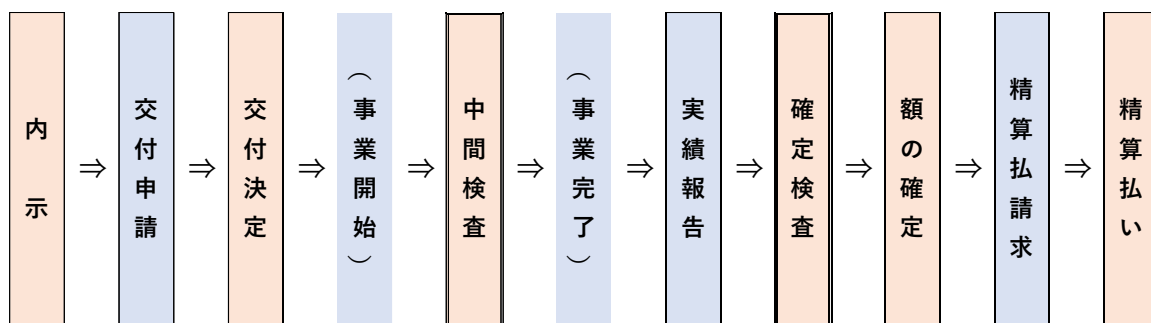
問31: 複数年度事業における2年度目以降の事業着手はいつになるのか。

- 例えば、2カ年度にわたって実施する直接補助事業（国から自治体への補助）の場合で、N年度に契約締結、N+1年度に工事に着手する場合、N年度の事業着手日は契約締結日、N+1年度の事業着手日は交付対象事業の工事着工日となります。

問32: 直接補助事業（国から自治体への補助）の事業着手、事業完了はいつになるのか。

- 直接補助事業の標準的なフロー図は、以下のイメージのとおり。

<イメージ>

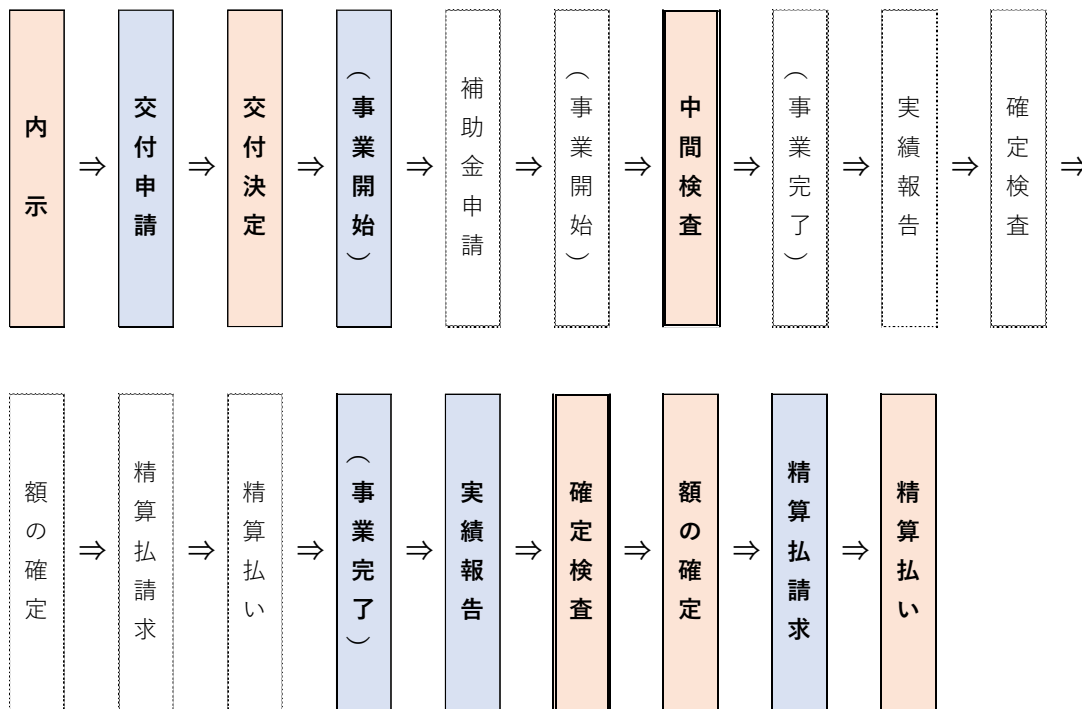


- 一般的に、直接補助事業における事業着手は「相手方との契約締結行為（契約締結に向けた入札公告や落札者決定等の準備行為は認められます。）又は工事着工日のいずれか早いほう」、事業完了は「工事完了日（工事検査に合格となった日）」とされています。

問33: 間接補助事業（自治体から民間事業者や個人への補助）の事業着手、事業完了はいつになるのか。

- 間接補助事業の標準的なフロー図は、以下のイメージのとおり。

<イメージ>



- 一般的に、間接補助事業における自治体の事業着手は「自治体から補助金申請者（民間事業者や個人）への交付決定行為」、事業完了は「自治体から補助金申請者への支払完了日」とされています。
- なお、補助金申請者は、原則として、自治体からの交付決定後に事業着手（相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほう）である必要がありますが、自治体の補助要綱等において、自治体から補助金申請者への交付決定前の事業着手を認める期間を明示している場合は、自治体から補助申請者への交付決定前に事業着手した事業でも差し支えないものとしています。その場合であっても、原則として、環境省から自治体への交付決定日より前に事業着手した事業については、交付対象にはなりません。

問34: 交付額の算定に用いる「太陽電池出力」について、太陽電池モジュールもしくは、パワーコンディショナーいずれの出力値を用いるのが適切か。

- 交付額の算定に用いる「太陽電池出力」については、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。

問35: 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用や、系統連系工事負担金は交付対象となるか。

- 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用や、系統連系工事負担金は交付対象外です。

問36: 屋上防水工事の補助対象範囲に制限はあるか。

- 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を交付対象経費として計上してください。
- 一定の周囲部分の具体的な数値は、工事の内容によって異なりますが、『公共建築数量積算基準』（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象としています。

問37: 設備を設置するために、建物の建築や基礎工事が必要となりますが、交付対象経費として計上することができるか。

- 建物（カーポート本体を含む。）は、交付対象外です。また、土地造成費や建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事も交付対象外となります。

問38: バイオマス（バイオガスを含む。）発電設備やバイオマス熱利用設備の導入において、あわせて必要となる木質チップ化設備、ペレット化設備等の燃料製造設備や燃料貯蔵設備は交付対象とすることができるか。

- エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備の導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために必要な付帯設備であることが合理的に示される場合、交付金の交付対象となり得ますので、燃料製造設備や燃料貯蔵設備もこれらの付帯設備に該当すれば、交付金の交付対象となり得ます。ただし、木質チップ化設備、ペレット化施設等の燃料製造設備や燃料貯蔵設備のみを単独設備として交付金事業計画に計上することはできません。
- エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する補助対象設備に比して当該設備の規模等が妥当であること等、付帯設備の合理性については、事業計画の提出時等にご説明いただく必要があります。なお、燃料製造設備、燃料貯蔵設備における建屋部分は交付金の交付対象となりません。

問39: 実施要領 別紙1 (脱炭素先行地域づくり事業) (2) ア (ア) 太陽光発電設備の交付要件 g(a)には「需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費した電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合(業務用: 50%、家庭用: 30%)以上とすること」とありますが、これはどのように確認すればよいか。

- 例えば、年に一度、計測器等の数値から自家消費比率を逆算いただき、疑義があるときには、小売電気事業者との需給契約に係る年間の電気料金請求書等・検針票や、毎月の発電電力量の記録等をご活用いただき、状況確認をしていただくこと等が想定されます。

問40: 蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備等を導入する上での注意点は。

- 再エネ発電設備との接続や再エネメニューからの電力供給等が必要となります。詳細につきましては、実施要領をご確認ください。

問41: 実施要領 別紙2 (重点対策加速化事業) (2) ア (イ) やイ (コ) の蓄電池については、家庭用であれば15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)、業務用であれば19万円/kWh(工事費込み・税抜き)を超える単価であっても、それぞれの単価の1/3を上限として、交付対象となるか。

- 実施要領 別紙2 (重点対策加速化事業) (2) ア (イ) やイ (コ) 蓄電池の交付要件 d のとおり、家庭用: 15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)、業務用: 19万円/kWh(工事費込み・税抜き)を超える蓄電システムは交付対象外となります。

問42: 実施要領 別紙2 (重点対策加速化事業) (2) ア (イ) やイ (コ) の蓄電池について、太陽光発電設備等の電力変換装置(パワーコンディショナー)が、蓄電システムの電力変換装置と一体型(ハイブリッド)の蓄電システムであった場合、単価を算定するにあたって、気をつける点は何があるか。

- 実施要領 別紙2 (重点対策加速化事業) (2) ア (イ) やイ (コ) 蓄電池の交付要件 d で定めた蓄電池の単価との比較において、太陽光発電設備等の電力変換装置(パワーコンディショナー)が蓄電システムの電力変換装置と一体型(ハイブリッド)の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分(蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置)に係る経費分を控除することができます。

問43: 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いるのが適切か。

- 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

問44: 「CO2 排出実質ゼロ水素等」とは、具体的に何を指すか。

- 再エネ由来による水素や工場等から得られた副生水素等を指します。
具体的な例を以下のとおり示します。
 - ・ 再エネ発電設備から得られた電気を活用し、水分解を行うことによって得られた水素。
※ただし、主に再エネ発電設備から得られた電気を使用しつつ、不足する電力を再エネ電気メニューによる再エネ電気の購入によりまかなうことは差し支えない。
 - ・ 家畜糞尿などから得られたバイオガスを改質して得られた水素。
 - ・ 工場等から得られた副生水素（将来的に再エネ由来等水素への移行の見込みがある場合に限る。）

問45: ZEB や ZEH に際して、太陽光発電設備等の再エネ設備を導入するが、事業計画を作成する上での注意点は。

- ZEB や ZEH に際して、太陽光発電設備等の再エネ設備や、熱利用設備・未利用熱設備を導入する際、事業計画には、太陽光発電設備等の再エネ設備や、熱利用設備・未利用熱設備と ZEB や ZEH で切り分け、別事業として、記入する必要があります。一方で、ZEB や ZEH で交付対象となる設備に係る経費については、ZEB や ZEH に包含して記入してください。交付対象設備の例は、以下のとおりです。

<交付対象設備の例>

項目	ZEB	ZEH
再エネ設備	×	×
熱利用設備・未利用熱設備	×	×
断熱等（例：断熱材、窓及びガラス）	○	○
空調設備	○	○
給湯設備	○	○
換気設備	○	○
コジェネ	○	×
照明	×	×
蓄電池	○	×
エネマネ（例：BEMS、HEMS）	○	×

問46: ZEB 事業（2カ年事業）を実施する場合、ZEB 認証の取得時期に制限はあるか。

- 実施要領において、省エネルギー性能評価の認証（ZEB 認証）を取得する時期を定めていないので、初年度に設備導入を行い、2カ年目に取得しても差し支えありません。
- なお、先に設備導入を行い、その後、第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、BELS の認証が取得できなかった場合は、交付金の返還に繋がる恐れがありますので、ご注意ください。

問47: 実施要領 ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅の交付率等に記載された「ZEH（または ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の 1 / 2」とはどういうことか。

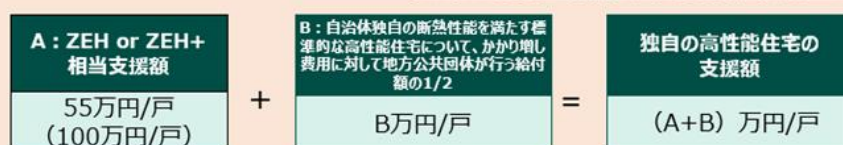
- 住民が自治体から受ける補助のイメージは以下のとおりです。

＜独自基準の高性能住宅への交付額の考え方＞

A：ZEHを上回る場合 55万円/戸、ZEH+を上回る場合 100万円/戸

B：自治体独自の断熱性能の基準を満たす標準的な高性能住宅について、ZEH（又は ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の 1 / 2

国→地方公共団体の交付額：(A+B)万円/戸を定額補助（上限140万円/戸）
 かかりまし費用の支援は国:地方公共団体 = 1:1となる



＜住民が自治体から受ける補助のイメージ＞



問48: ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅の交付要件に「事業開始前に当該住宅支援制度について環境省の承認を得ること」と記載があるが、事業開始前とは具体的にいつまでか。

- ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅への支援事業を開始する前までに環境省に承認を得る必要があります。

問49: 高効率照明機器を導入する上での注意点は。

- 調光制御機能を有する LED のみが交付対象となります。調光制御機能を有する LED とは、
 - ①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、
 - ②明るさセンサによる一定照度制御（明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する）、
 - ③在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）のいずれかの機能を有する LED のことを指します。
- ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に対して避難施設等の運営に活用する照明を導入する場合や、再エネ一体型屋外照明を導入する場合は、調光制御機能を有していない LED でも構いません。

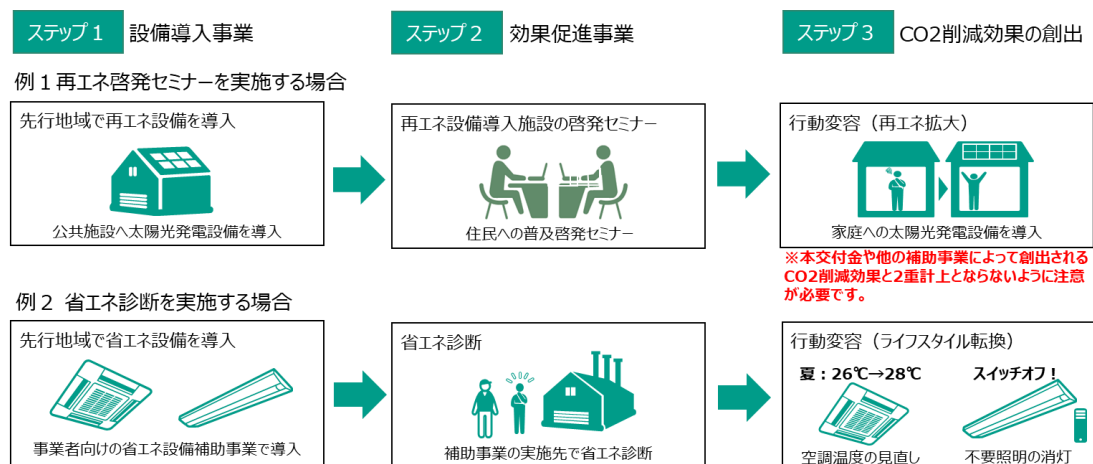
問50: EV バスを導入する際に充放電設備をセットで導入したいが、交付対象となるか。

- EV バスの整備に伴う必要最低限の付帯設備として、充放電設備も交付対象となりますので、EV バスに費用を包含し、交付金事業計画に計上してください。

問51: 効果促進事業とはどのようなものか。

- 効果促進事業とは、CO2 排出削減に向けた設備導入と一体となって、その効果を脱炭素先行地域内外に一層高めるために必要なソフト事業等で、交付金では、例えば、①再エネ設備を導入した先行地域内の施設で省 CO2 診断・セミナーを実施、②スマートフォン等のアプリを活用した住民の行動変容を促進、③再エネ発電量やエネルギー消費量の見える化により意識を啓発、④脱炭素先行地域の取組に関する映像資料作成・イベント開催による理解醸成等が交付対象となり得ます（イメージは以下の図のとおり）。
- また、効果促進事業を実施する場合、CO2 削減効果を定量的に示す必要がありますが、本交付金で導入した設備における CO2 削減効果を効果促進事業と重複して計上することはできません。
- また、再エネ電力の購入や電力の環境価値の買い戻し、ポイントの原資とすること等は交付金の交付対象外となります。

<イメージ図>



※CO2削減効果について、効果促進事業の実施後にアンケートを行うなど、合理的な方法で算定いただきますようお願いいたします。
また、本交付金を活用した設備導入事業のCO2削減効果と効果促進事業によるCO2削減効果は切り分けて計上してください。
※上記はあくまでも一例となります。

<令和4年度第2次補正予算における変更点>

問52: 地方公共団体が公共施設（敷地を含む。）に自ら導入する自家消費型太陽光発電設備は交付対象か。

- 実施要領 別紙1（脱炭素先行地域づくり事業）1（1）クや実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）1（1）スのとおり、「地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備」は、PPA やリース等の契約方式により民間事業者が導入する場合に限りません。

- なお、公共施設とは、地方公共団体が不動産登記法、公有財産規則等法令に則り所有権を有している施設、又は所有権を一部有している施設であって公共性の高いもののことを指しています。なお、このような施設のない敷地に自家消費型太陽光発電設備を自ら導入する場合は交付対象となり得ます。

問53: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2（1）スに「太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に導入する場合」とあるが、この「設置可能な建築物」とは何か。

- 例えば、専門業者等と相談・現地調査を行い精査することのほか、簡易的な判定（「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の付属資料「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール」の項目と同じ。）において、判定レベルが全て『○』となったものを「設置可能な建築物」としても構いません（単位は「棟」、「kW」、「m²」等、統一を図ること）。
- なお、次回以降の募集においては、今後の政府実行計画・地方公共団体実行計画の進捗管理等の状況を踏まえて変更する可能性があります。

問54: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2（1）スに「地方公共団体が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める交付期間内」とあるが、これは何か。

- 交付要綱第5条で、各地方公共団体が交付金事業計画に定める交付金の交付期間である概ね5年程度を指します。例えば、令和5年度から令和9年度までを交付金の交付期間とした場合、令和9年度までに太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に導入する必要があります。
- この期間で導入を達成することができれば、「2030年度には設置可能な建築物の約5割以上に太陽光発電設備を設置」という政府実行計画を上回るペースで目標達成することとなります。

問55: 「民間事業者・個人が事業実施主体となって実施する事業（PPA やリース等を活用した導入事業を含む。）が少なくとも一つ含まれることを必須」とは何か。

- 交付金事業全体のうち、少なくとも一つ民間事業者・個人が事業実施主体となって実施する事業（PPA やリース等を活用した導入事業を含む。）が含まれている必要があります。これによって、民間事業者等との取組の推進を図り、その成果をしっかりと地域に裨益させていくこととしています。

問56: 現段階で、民間事業者等との連携体制を構築の上で、事業計画に記載しなければならないのか。今後、体制を構築する場合等は、交付要件を満たさないことになるのか。

- 今後、連携体制を構築する場合も差し支えありませんが、その旨を事業計画に明示し、調整方針やその見通し等、記載いただく必要があります。

問57: 既に脱炭素先行地域に選定された地方公共団体や、重点対策加速化事業に採択された地方公共団体については、経過措置は設けられているのか。

- 令和4年度当初予算に係る交付金事業については、経過措置を設けており、従前の実施要領によることとしております。
- また、実施要領 別紙1（脱炭素先行地域づくり事業）の（1）クの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例によることとしております。さらに、実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）の（1）スの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項で準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例によることとしております。